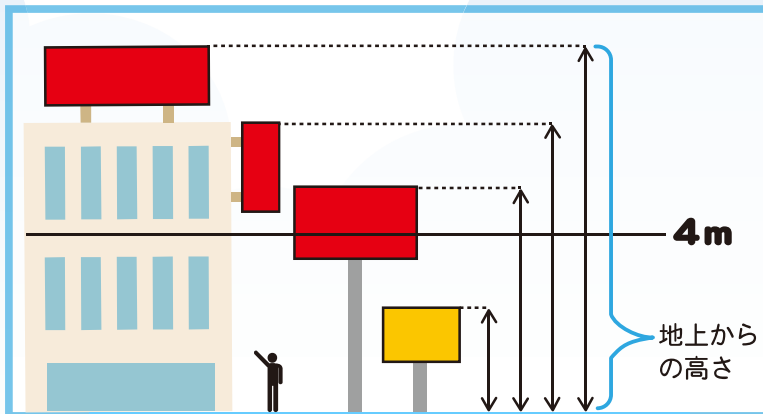




大分県屋外広告物条例 が改正されました!!

平成 28 年 12 月に、**大分県屋外広告物条例**が改正されました。これにより、**地上からの高さに応じて点検義務、管理者設置義務が課される**ことになりました。



地上から、看板の上端までの高さが「4 mを超える」場合

- 管理者(資格を持った人でなければなりません)の設置が必要です。
- 更新(3年)ごとに、資格を持った人による点検が必要です。
- 設置許可の期間は3年です。
- お店(会社)の敷地内にある看板(自家用広告物、管理用広告物)でも設置許可が必要です。



注意

今回の改正により、管理者の資格の範囲も改正されました!

管理者の資格(改正前)
屋外広告士
講習会修了者
建築士(一級・二級)
職業訓練指導員、技能士、職業訓練修了者



管理者の資格(改正後)
屋外広告士
(削除されました)
建築士(一級・二級)
職業訓練指導員、技能士、職業訓練修了者

地上から、看板の上端までの高さが「4 m以下」場合

- 管理者(資格を持った人でなくてもよい)の設置が必要です。
- 更新(1年)ごとに、点検が必要です。
- 設置許可の期間は1年です。ただし、資格を持った人が管理・点検をした場合は3年になります。
- お店(会社)の敷地内にある看板(自家用広告物、管理用広告物)は、大きさの基準を満たせば設置許可の必要がありません。(大きさの基準を超えた場合は設置許可が必要です。)

施行期日、 経過措置

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日です。
ただし、施行前に適法に表示されている広告物は、平成 32 年 3 月 31 日までの間は、経過措置があります。

看板のオーナーさんのために

屋外広告業者にしかできない **3つのこと**

1 オーナーさんに **関係法令の周知** を行いましょう！

屋外に看板を設置するには、屋外広告物条例、建築基準法、道路法、景観条例など様々な法令が関係してきます。どのくらいの大きさの看板を作れるのか、どんな手続が必要なのか、オーナーさんは知らないかもしれません。オーナーさんへの関係法令の周知や手続の案内は、屋外広告業者の社会的責任でもあります。

どうすればいいの??

➡「大分県屋外広告物の手引き」を活用してください！

2 オーナーさんに **維持管理の重要性をアピール** しましょう！

適切な維持管理がされていない広告物は、落下・飛散などの事故を起こす可能性があります。事故が起これば会社やお店の信用を落とし、場合によっては巨額の賠償責任を負う可能性もあります。そういったリスクをオーナーさんに説明し、看板を安全に長持ちさせるためにも維持管理が大切であることをアピールしましょう。耐久性の高い部材や点検がしやすい設計にするのも有効です。

3 オーナーさんに **定期的な安全点検を提案** しましょう！

看板は雨や風、強い日差しなどの厳しい自然環境に常にさらされています。外見はきれいに見えても、見えない部分で腐食が進んでいることも多く、目視点検では足りないこともあります。看板設置後もオーナーさんをフォローして、適切な時期に必要な点検を提案しましょう。

どうすればいいの??

➡「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」を活用してください！

最新の屋外広告物条例や手引きなどを公開しています。

大分県 屋外広告物条例

🔍 検索

■大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課
☎097-506-4655
E-mail a17510@pref.oita.lg.jp